

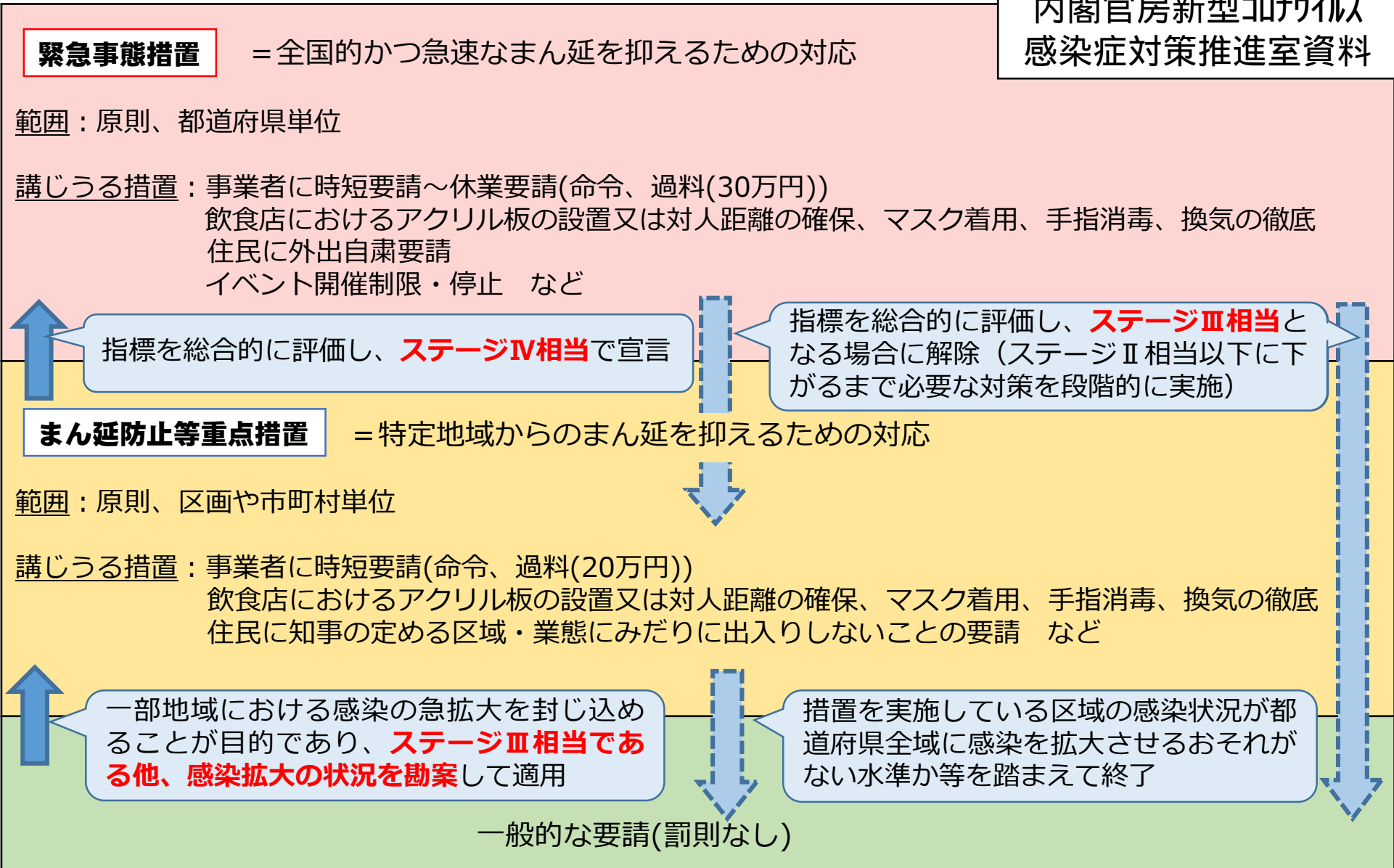
緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について

(個別の都道府県の扱いについては、機械的に行うのではなく、その都度、総合的に判断)

資料1-2

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室資料

<p>ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な状態</p> <p>(主な目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療のひっ迫具合 (確保病床使用率50%、入院率25%) ・週当たり新規報告数 (25人/10万人)
<p>ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階</p> <p>(主な目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療のひっ迫具合 (確保病床使用率20%、入院率40%) ・週当たり新規報告数 (15人/10万人)
<p>ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階</p>



※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努める。